○ 保険業法等の一部を改正する法律 (平成十七年法律第三十八号)

18 (略) (略)	である保険の引受けを行うことができる。	同法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、かつ、保	での間は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が	の登録の申請をした者に限る。)は、平成三十五年三月三十一日ま	の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項	第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約	過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条	険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経	保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保	を除く。)をいう。以下この条において同じ。)であった少額短期	二条第三項に規定する特定保険業者(認可特定保険業者となった者	第十六条 特定保険業者(平成二十二年改正法による改正前の附則第 第	(特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置)	附 則	改正案
2~18 (略)	める金額以下である保険の引受けを行うことができる。え、かつ、保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定	、保険金額が同法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超	経過する日までの間は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず	の登録の申請をした者に限る。)は、施行日から起算して十二年を	の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項	第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約	過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条	険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経	保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保	を除く。)をいう。以下この条において同じ。)であった少額短期	二条第三項に規定する特定保険業者(認可特定保険業者となった者	第十六条 特定保険業者(平成二十二年改正法による改正前の附則第	(特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置)	附則	現行